

岩倉市社会福祉協議会車いす貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に居住する歩行が困難な者に車いすを貸し出すことにより、日常生活及び社会参加を容易にするとともに、介助者の負担を軽減することをもって、福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 車いすの貸出を受けることができる者は、社会福祉協議会会員またはその同居の家族で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 疾病、負傷等により、歩行が困難な者
- (2) 自己所有の車いすが故障等により使用不可能である者
- (3) その他、会長が必要と認める者

(申請手続き)

第3条 車いすの貸出を受けようとする者（以下「借受者」という。）は、車いす貸出台帳（様式1）を、貸出を希望する日までに、会長に提出しなければならない。

2 会長は、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出を許可しない。

- (1) 障害者総合支援法における車いす購入費支給の対象者と認められるとき。ただし、一時的に車いすを必要とする者を除く。
- (2) 介護保険法における車いすの貸与の対象者と認められるとき。ただし、一時的に車いすを必要とする者を除く。
- (3) 営利目的に使用すると認められるとき。
- (4) その他会長が不相当と認めたとき。

(貸出期間)

第4条 車いすの貸出期間は、3月を限度とする。ただし、3月を限度に延長することができる。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、会長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(使用料)

第5条 車いすの貸出による使用料は、無料とする。

(車いすの管理)

第6条 借受者は、車いすを適正な方法で使用し、亡失損傷のないよう良好な管理をしなければならない。

(貸出中の事故)

第7条 貸出した車いすの使用中に起きた事故については、借受者の責任において処理しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

様式1 (第3条関係)

車いす貸出台帳

車いす番号 _____

利用者氏名 _____ (印) _____ 年齢 _____ 歳

世帯主氏名 _____ 会員 _____

住 所 _____ TEL _____

回数	更 新 欄						印	
1	年	月	日	～	年	月	日	
2	年	月	日	～	年	月	日	
3	年	月	日	～	年	月	日	
4	年	月	日	～	年	月	日	
5	年	月	日	～	年	月	日	
6	年	月	日	～	年	月	日	
7	年	月	日	～	年	月	日	
8	年	月	日	～	年	月	日	
9	年	月	日	～	年	月	日	
10	年	月	日	～	年	月	日	
11	年	月	日	～	年	月	日	
12	年	月	日	～	年	月	日	
13	年	月	日	～	年	月	日	
14	年	月	日	～	年	月	日	
15	年	月	日	～	年	月	日	
16	年	月	日	～	年	月	日	
17	年	月	日	～	年	月	日	
18	年	月	日	～	年	月	日	
19	年	月	日	～	年	月	日	
20	年	月	日	～	年	月	日	

